

柏北部東地区「環境コンビニステーション」利用規則

平成22年5月21日

(目的)

第1条 この規則は、柏北部地域(柏市第四次総合計画の北部ゾーン)において、都市と農業の共存を目指す「農あるまちづくり」を推進する活動拠点として設置した「環境コンビニステーション」(以下「施設」という)の利用に関し、柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会(以下「実行委員会」という)が必要な事項を定めるものである。

2 施設の運用は非営利事業であり、利用については次のいずれかの目的に合致していることとする。

- 一 柏北部東地区(柏北部東一体型特定土地地区画整理事業区域)のまちづくり及び市街化促進に関連した会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。
- 二 柏北部地域の農業振興に関する会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。
- 三 柏北部地域の農業生産物の流通促進に関する会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。
- 四 柏市内の自転車の利用促進に関する会議、社会実験(実証実験)、イベントその他の広報活動等。

(利用の範囲)

第2条 施設において、利用時間中に使用できる範囲は次の各号に掲げるものとする。

- 一 スタジオ棟：スタジオ、キッチン及びその付帯設備、トイレ、展示等付帯設備
- 二 事務棟：資料コーナー、トイレ、更衣室、屋外水場
- 三 オープンデッキ

(休館日及び開館時間)

第3条 休館日は次のとおりとする。ただし、実行委員会事務局が必要と認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- 一 毎週日曜日、水曜日
- 二 祝祭日
- 三 1月1日から同月5日まで
- 四 12月28日から同月31日まで

2 開館時間は次のとおりとする。ただし、実行委員会事務局が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- 一 スタジオ棟は午前10時から午後5時までとする。
- 二 事務棟は午前6時から午後8時までとする。

(利用者の区分等)

第4条 施設を利用できる団体等は次のとおりとする。

- 一 実行委員会構成団体：千葉大学、東京大学、市川市農業協同組合（旧田中農業協同組合）、田中地域ふるさと協議会、首都圏新都市鉄道株式会社、柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）、（株）USP都市空間研究所、（株）新都市ライフ、柏市、柏市都市振興公社、UR都市機構
- 二 柏たなか駅周辺農園主会及び柏たなか駅周辺農業体験農園入園者
- 三 一般利用者：別に定められるところにより利用の許可を受けた団体等

2 実行委員会構成団体、柏たなか駅周辺農園主会及び柏たなか駅周辺農業体験農園入園者は名簿に記載し、事務局が保管する。

(禁止事項)

第5条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 所定の場所以外での飲食、喫煙、又は火気の使用
- 二 許可を得ない物品の販売、又はポスター、チラシその他これらに類するものの掲示し、又は配布
- 三 ゴミの投棄又は放置
- 四 法令等及び公序良俗に反した行為
- 五 施設を破損する恐れのある行為
- 六 騒音、悪臭などにより近隣の迷惑になる行為
- 七 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類の携行
- 八 政治又は宗教活動
- 九 実行委員会及びその構成団体等、又は第三者を貶める行為

2 実行委員会事務局は、当該規則を遵守しない者、又は当該規則に反する行為をしようとする者、その他管理上必要があると認められる者に対して、施設からの退去を求めることができる。

(原状回復の義務)

第6条 施設及び付帯設備等を利用する者は、故意又は過失により施設及び備品等を汚損、破損し、又は滅失したときは、原状回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第7条 実行委員会及びUR都市機構は、施設において起きた事故について、施設の管理上の瑕疵による場合のほかは、一切の責任を負わない。

(利用許可申請)

第8条 利用許可を受けようとする団体等は、利用希望日の1ヶ月前から2週間前までに、実行

委員会事務局に利用許可の申請をしなければならない。なお、申請期間の初日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の開館日を申請期間の初日とする。

(利用許可)

第9条 実行委員会事務局は、利用許可申請書の提出があった場合は即日受付証を発行し、1週間以内にその可否を決定し、許可するときは利用許可証を発行するものとする。

一 利用の許可は、申請の順序による。

二 特に必要と認めるときは、第8条及び前項の規定によらないで利用の許可をすることができる。

2 あらかじめ実行委員会事務局の許可を受けた利用者は、物品を販売し、又はポスター等を掲示し、若しくは配布することができる。ただし、施設の管理運営上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。

3 利用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを利用しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。

一 特別の設備等の利用承認を受けようとする利用者は、利用許可申請書又は利用許可変更申請書にその旨を記載し、仕様書又は図面等を添付して提出しなければならない。ただし、事務局が必要と認めるときはこの限りではない。

4 施設の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。

一 利用目的が施設の設置趣旨又は利用目的に沿わないと認めるとき。

二 営利を目的として利用すると認めるとき。

三 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

四 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

五 この規約に違反するおそれがあると認められるとき。

(許可事項の変更)

第10条 利用者は、許可を受けた事項の変更をしようとするときは、利用日の前日までに利用許可変更申請書に利用許可証を添付して提出しなければならない。

(利用許可の取り消し)

第11条 利用中止の届け出があったときは、許可を取り消すものとする。

一 許可を受けた団体等が施設の利用を中止しようとするときは、速やかに利用許可証又は変更許可証を添付してその旨を届け出なければならない。

2 次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。この場合には、その旨及びその理由を当該団体等に通知するものとする。

一 利用者が偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。

- 二 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。
 - 三 利用者がこの規約に違反して利用したとき。
 - 四 災害その他の事故により利用者が施設等を利用することができなくなったとき。
 - 五 その他、特に必要があると認めるとき。
- 3 利用許可の取り消しがなされた場合は、利用許可取り消し通知書を交付して行うものとする。

(利用時間及び利用料)

- 第12条 施設等の利用は、1コマ2時間とし、午前10時から12時、午後1時から3時、午後3時から5時を基本とする。ただし、1コマ以上を連続して利用とすることは可能とする。
- 2 利用料は次のとおりとする。
- 一 スタジオ棟：1コマ5,000円
 - 二 第4条第1項第1号及び第2号の団体等（実行委員会構成団体等）が利用する場合は無料とする。
- 3 利用料は利用許可証の発行時に支払い、原則として返却しない。ただし、前日までに利用許可を取り消した場合はその限りではない。

(施設の利用)

- 第13条 利用の許可を受けた団体等は、施設等の利用に際し利用許可証を係員に提示しなければならない。
- 2 事務局は、施設の管理上必要と認めるときは、指定する係員に利用中の施設に立ち入らせることができる。
- 3 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復しなければならない。利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも同様とする。
- 4 利用者は、施設の利用後の原状回復を含めて、利用時間内に利用を終了しなければならない。
- 5 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(規則の変更)

- 第14条 実行委員会は、施設の利用状況を踏まえ、本規則を変更することができる。
- 2 実行委員会が本規則を変更したときは、施設内の掲示すること等により周知する。

(雑則)

- 第15条 本規則に定めるもののほか、施設の利用について必要な事項は、実行委員会が定めるところによる。

(附則)

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

(様式第1号)

環境コンビニステーション
利用許可申請書

平成 年 月 日

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会 様

(ふりがな) 団体名				
団体所在地		〒		
利用 責任者	(ふりがな) 氏名	生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成	
	住所	〒		
	連絡先	電話番号(- -) FAX(- -) 携帯電話(- -) E-mail ()		

環境コンビニステーションの施設等を利用したいので、利用規則第8条の規定により申請します。

利用施設	1 スタジオ棟 (キッチン:利用する 利用しない) 2 オープンデッキ		
利用日(利用期間) 及び 利用時間	平成 年 月 日 (~ 平成 年 月 日) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00 ③15:00~17:00		
利用目的 及び 利用の主な内容			
利用人数	人(内有料参加者 人)		
付帯設備			
特別の設備等	1 無 2 有	添付書類	仕様書・図面

(様式第2号)

環境コンビニステーション
利用許可申請受付証

平成 年 月 日

(団体等名称)

(代表者氏名)

様

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会

平成 年 月 日付けで申請のあった環境コンビニステーション利用許可申請書を受け付けました。

(申請の主な内容)

利用施設	1 スタジオ棟 (キッチン：利用する 利用しない) 2 オープンデッキ
利用日 (利用期間) 及び 利用時間	平成 年 月 日 (~ 平成 年 月 日) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00 ③15:00~17:00

(連絡先：実行委員会事務局)

〒277-0803 千葉県柏市小青田291番地1 東99-3街区1 環境コンビニステーション内

TEL. 04-7157-2861 FAX. 04-7157-2862

URL: <http://kashiwatanaka.net/>

E-mail: jimukyoku@kashiwatanaka.net

(様式第3号)

環境コンビニステーション
利用許可証

平成 年 月 日

(団体等名称)

(代表者氏名)

様

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会

平成 年 月 日付で申請のあった環境コンビニステーション利用許可申請について、
次のとおり許可します。

利用施設	1 スタジオ棟 (キッチン：利用する 利用しない) 2 オープンデッキ
利用日 (利用期間) 及び 利用時間	平成 年 月 日 (～平成 年 月 日) ①10:00～12:00 ②13:00～15:00 ③15:00～17:00
付帯設備	
特別の設備等	1 無 2 有 (ア 承認 ・ イ 不承認)
許可の条件	

(遵守事項)

利用に当たっては、実行委員会の定める「柏北部東地区環境コンビニステーション利用規則」
を遵守してください。

(連絡先：実行委員会事務局)

〒277-0803 千葉県柏市小青田291番地1 東99-3街区1 環境コンビニステーション内

TEL. 04-7157-2861 FAX. 04-7157-2862

URL : <http://kashiwatanaka.net/>

E-mail : jimukyoku@kashiwatanaka.net

(様式第4号)

環境コンビニステーション
利用許可変更申請書

平成 年 月 日

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会 様

(ふりがな) 団体名				
団体所在地		〒		
利用 責任者	(ふりがな) 氏名	生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成	
	住所	〒		
	連絡先	電話番号(- -) FAX(- -) 携帯電話(- -) E-mail ()		

平成 年 月 日付けで許可を受けた事項について、次のとおり変更したいので、利用規則第10条により申請します。

利用施設	1 スタジオ棟 (キッチン: 利用する 利用しない) 2 オープンデッキ		
利用日 (利用期間) 及び 利用時間	平成 年 月 日 (~ 平成 年 月 日) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00 ③15:00~17:00		
付帯設備			
特別の設備等	1 無 2 有	添付書類	仕様書・図面

(様式第5号)

環境コンビニステーション
変更許可証

平成 年 月 日

(団体等名称)

(代表者氏名)

様

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会

平成 年 月 日付で申請のあった環境コンビニステーション利用変更許可申請について、次のとおり許可します。

利用施設	1 スタジオ (キッチン: 利用する 利用しない) 2 オープンデッキ
利用日 (利用期間) 及び 利用時間	平成 年 月 日 (~平成 年 月 日) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00 ③15:00~17:00
付帯設備	
特別の設備等	1 無 2 有 (ア 承認 ・ イ 不承認)
許可の条件	

(遵守事項)

利用に当たっては、実行委員会の定める「柏北部東地区環境コンビニステーション利用規則」を遵守してください。

(連絡先: 実行委員会事務局)

〒277-0803 千葉県柏市小青田291番地1 東99-3街区1 環境コンビニステーション内

TEL. 04-7157-2861 FAX. 04-7157-2862

URL: <http://kashiwatanaka.net/>

E-mail: jimukyoku@kashiwatanaka.net

(様式第 6 号)

環境コンビニステーション
利用許可取消通知書

平成 年 月 日

(団体等名称)

(代表者氏名)

様

柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会

平成 年 月 日付で申請のあった環境コンビニステーションの利用について、次のとおり措置することとしたので、利用規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

(許可の取り消し)

(理由)

(利用の制限)

(内容)

(理由)

(利用の停止)

(理由)